

# 山口県報

平成30年  
5月11日  
(金曜日)

## 目次

○公告  
 契約の締結(情報企画課)……………一  
 平成三十年登録販売者試験の実施(業務課)……………一  
 ○人委公告  
 平成三十年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施……………二  
 平成三十年度山口県保健師採用試験の実施……………七



### (一〇六) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成三十年五月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番二号
- 二 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成三十年度山口県情報セキュリティクラウド運用業務
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成三十年三月三十日

- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社ジャネットス 山口市小郡下郷二一三九番地
- 六 契約金額  
七千五百二十二万六千三百二十円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣 政

### (一〇七) 平成三十年登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成三十年五月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時  
平成三十年十一月十五日(木曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所  
山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク  
山口市神田町一番八〇号  
パルトピアやまぐち  
山口市大手町九番六号  
山口県社会福祉会館  
山口市大手町二番一八号  
山口県教育会館  
山口市大内長野一〇七番地  
やまぐちリフレッシュパーク
- 三 受験願書の受付期間  
平成三十年七月二十三日(月曜日)から同年八月三日(金曜日)まで(郵送の場合)

は、八月三日までの消印のあるものは、有効とする。）

四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）山口県健康福祉部薬務課に提出すること。  
 なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）

(三) 電算入力票

(四) 百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）

六 受験手数料

一万四千七十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成三十年十二月二十一日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口市庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課（電話〇八三一九三三三〇二〇）にすること。

公 告

平成三十年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

平成三十年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成三十年五月十一日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	二十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
警察行政	二人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
社会福祉（一般）	二人程度	知事部局（主として健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等）におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
社会福祉（心理）	二人程度	知事部局（主として土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所）における土木建築等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
土木	三人程度	知事部局（主として土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所）における土木建築等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	二人程度	知事部局（主として土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所）における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農業	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における農業等に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
農業土木	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
林業	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
畜産	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における畜産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
水産	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務



衛生監視	二人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計、保守管理等の専門業務
衛生薬学	一人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
化学	一人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務
衛生監視	二人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

二 受験資格

(一) 平成元年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者又は平成九年四月二日以降に生まれた者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者若しくは平成三十一年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは平成三十一年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第四百四回薬剤師国家試験(平成三十一年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成三十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者

2 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成三十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設(平成二十七年四月一日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。)において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは平成三十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者(機械及び電気の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法

律第四百四十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 方法及び内容
- 筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

平成三十年六月二十四日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験

午前十時から午後零時三十分まで

専門試験

午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号 関西大学千里山キャンパス第四学舎二号館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

全試験職種に共通の課題により、思考力、表現力、構成力等の総合的能力について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 平成三十年七月二十一日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成三十年七月二十三日(月曜日)から同月三十一日(火曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、行政及び警察行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政及び警察行政以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十

五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成三十年七月五日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成三十年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十八万八千七百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成三十年五月十一日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項  
 身体上の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。  
 なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成三十年五月十一日(金曜日)から同年六月一日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができません。  
 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
 平成三十年五月十一日(金曜日)午前九時から同月二十五日(金曜日)午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
警察行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
社会福祉(一般)	社会福祉概論(社会保障を含む。) 社会学概論 心理学概論(社会心理学を含む。)
社会福祉(心理)	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。) 教育心理学 産業心理学 臨床心理学 社会調査 心理学研究法 統計学
土木	工学 数学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 施工 数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計 画 建築設備 建築施工
建築	数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計 画 建築設備 建築施工
農業	栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壌肥料学 植 物生理学 畜産一般 農業経済一般

試験職種	採用予定人員	職務の概要
農業土木	数学 応用力学 水理学 測量 土壌物理 農業水利 土地改良 農村環境整備 農業土木構造物 材料 施工 農業機械 農学一般	
林業	森林政策 森林経営学 造林学(森林生態学及び森林保護学を含む。) 林業工学 林産一般 砂防工学	
畜産	家畜繁殖学 家畜繁殖学 家畜生理学 家畜飼養学 家畜栄養学 飼料学 家畜管 理学 畜産物利用学 畜産経営一般	
水産	水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学	
機械	数学 物理学 材料力学 流体力学 熱力学 電気工学 機械力学 制御 機械設計 機械材料 機械工作	
電気	数学 物理学 電磁気学 電気回路 電気計測 制御 電気機器 電力工学 電子工 学 情報 通信工学	
化学	数学 物理学 物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 有機工業 化学工学	
衛生薬学	物理 化学 生物 衛生 薬理 薬剤 病態 薬物治療 法規 制度	
衛生監視	物理 化学 生物 衛生 応用微生物学 食品科学 水産利用学 水産化学 畜産 物利用学 獣医公衆衛生学	

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要  
 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	一人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)
土木	一人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

二 受験資格

- (一) 昭和五十四年四月二日から平成元年四月一日までに生まれた者が受験できます。
- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時及び場所
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法、内容等  
教養試験、専門試験及び論文試験を次の表のとおり行います。

種目	試験職種	試験内容
試験養	行政	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験
試験専門	土木	必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料及び施工とします。
試験論文	全試験職種	社会人としての経験等を通じて培った知識及び能力並びに思考力、表現力、構成力等の総合的能力についての社会人経験等を課題とした筆記試験

2 日時

平成三十年六月二十四日(日曜日)

(1) 行政

- 試験室入室 午前九時三十分まで
- 教養試験 午前十時から午後零時三十分まで
- 論文試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

(2) 土木

- 試験室入室 午前九時三十分まで
- 論文試験 午前十時から午後零時まで
- 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場	会場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス	
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館	

大阪府

大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号  
関西大学千里山キャンパス第四学舎二号館

(二) 第二次試験

- 1 方法及び内容  
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

日時 平成三十年七月二十八日(土曜日)又は同月二十九日(日曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

- (一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

1 行政

教養試験 四〇点  
論文試験 六〇点

2 土木

専門試験 四〇点  
論文試験 六〇点

(二) 第二次試験

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が一定の得点未満の場合は、論文試験の採点を行いません。この場合、教養試験又は専門試験の得点を第一次試験の得点とします。

なお、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。

- (二) 最終合格者は、行政の試験職種にあっては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、土木の試験職種にあっては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成三十年七月十二日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成三十年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業等において八年間の職務の経験を有している場合は、月額二十二万七千七百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成三十年五月十一日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成三十年五月十一日(金曜日)から同年六月一日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成三十年六月一日までの消印のあるものに限り、インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十年五月十一日(金曜日) 午前九時から同月二十五日(金曜日) 午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

公 告

平成三十年度山口県保健師採用試験の実施

平成三十年度山口県保健師採用試験を次のとおり実施します。

平成三十年五月十一日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行います。

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の概要
保健師	保健師	二人程度	知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務

二 受験資格

- (一) 平成元年四月二日から平成十年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成三十一年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第五回保健師国家試験(平成三十一年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。
  - (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
    - 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
    - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
    - 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時、場所等
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
- なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
    - 1 方法、内容等
      - 筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。
        - (1) 教養試験
          - 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。
          - (2) 専門試験
            - 必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。
        - なお、出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論とします。
      - 2 日時
        - 平成三十年六月二十四日(日曜日)
        - 試験室入室 午前九時三十分まで
        - 教養試験 午前十時から午後零時三十分まで
        - 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで
  - 3 場所

試験地	会	場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス	
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館	
大阪府	大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号 関西大学千里山キャンパス第四学舎二号館	

- (二) 第二次試験
    - 1 方法及び内容
      - (1) 論文試験
        - 思考力、表現力、構成力等について試験を行います。
      - (2) 口述試験等
        - 人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。
    - 2 日時及び場所
      - (1) 論文試験及び適性検査
        - 日時 平成三十年七月二十一日(土曜日)
        - 場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二
      - (2) 口述試験
        - 日時 平成三十年七月二十三日(月曜日)から同月三十一日(火曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日
        - 場所 山口市滝町一番一号  
山口県庁
- 詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
- 四 配点
- (一) 第一次試験
    - 教養試験 四〇点
    - 専門試験 六〇点
  - (二) 第二次試験
    - 論文試験 六〇点
    - 口述試験等 一四〇点
- 五 合格者の決定方法



(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成三十年七月五日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成三十年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十八万二千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成三十年五月十一日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封して下さい。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出して下さい。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付して下さい。

(三) 受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入して下さい。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照して下さい。

(四) 受付の期間及び時間

平成三十年五月十一日(金曜日)から同年六月一日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成三十年六月一日までの消印のあるものに限りです。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十年五月十一日(金曜日)午前九時から同月二十五日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせして下さい。

平成三十年五月十一日  
印刷發行

發行人所

山口県知事